

平成 28 年度 事業計画書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

第 1 奨学金等給与事業 (63,277 千円)

1 学用品費 (月額) の給与

(1) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 10,000円)	52人
	新 規		13人
	計		65人
給 与 期 間			12月

(2) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 12,000円)	59人
	新 規		4人
	計		63人
給 与 期 間			12月

2 奨学金 (月額) の給与

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校3年以下の学年、専修学校高等課程又は特別支援学校高等部に在学する奨学生

総 数	継 続		67人
	新 規		6人
	計		73人
国・公立 私立別	国・公立	(月額 17,000円)	40人
	私 立	(月額 25,000円)	33人
	計		73人
給 与 期 間			12月

(2) 大学、高等学校専攻科、高等専門学校4年以上又は専修学校専門課程に在学する奨学生

総 数	継 続		64人
	新 規		3人
	計		67人
国・公立 私立別	国・公立	(月額 25,000円)	4人
	私 立	(月額 30,000円)	63人
	計		67人
給 与 期 間			12月

総括表

区 分	小学生	中学生	高校生	大学生	計
継 続	52	59	67	64	242人
新 規	13	4	6	3	26人
(国・公立)			(40)	(4)	(44人)
(私 立)			(33)	(63)	(96人)
計	65	63	73	67	268人

前年度対比

区 分	小学生	中学生	高校生	大学生	計
28年度	65	63	73	67	268人
27年度	69	60	83	84	296人
増 減	△4	3	△10	△17	△28人

3 一時金の給与

(1) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に入学した奨学生

総 数	継 続	0人
	新 規	4人
	計	4人
一時金（1人当たり）		80,000円

(2) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に入学した奨学生

総 数	継 続	14人
	新 規	2人
	計	16人
一時金（1人当たり）		50,000円

(3) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程又は特別支援学校高等部に入学した奨学生

総 数	継 続	16人
	新 規	2人
	計	18人
一時金（1人当たり）		50,000円

(4) 大学、専修学校専門課程に入学した奨学生又は高等学校専攻科、高等専門学校4年生に進級した奨学生

総 数	継 続	22人
	新 規	2人
	計	24人
一時金（1人当たり）		100,000円

総括表

区 分	小学生	中学生	高校生	大学生	計
継 続		14	16	22	52人
新 規	4	2	2	2	10人
計	4	16	18	24	62人

前年度対比

区 分	小学生	中学生	高校生	大学生	計
28年度	4	16	18	24	62人
27年度	6	20	29	17	72人
増 減	△2	△4	△11	7	△10人

第2 生活指導相談事業（4,964千円）

1 「ふれあい」の発行

発 行 年 月 日	号 数	発行部数	備 考
平成28年4月15日	ふれあい春季号 No. 134	6,200	* 奨学生家庭、同OB家庭、役員、評議員、奨学生選考委員、支援金支給審査委員、全国警察機関、各種協力団体、各被害者支援センター及び寄付者等に配布し、基金事業に対する理解と社会連帯共助の精神的基盤の確立を図ろうとするものである。
平成28年7月1日	ふれあい夏季号 No. 135	6,200	
平成28年10月1日	ふれあい秋季号 No. 136	6,200	
平成29年1月1日	ふれあい新年号 No. 137	6,200	
計	4回	24,800	

2 「事務局ノート」の発行

発行年月日	号数	発行部数	備考
平成28年6月20日	No. 116	300	* 奨学生家庭、警察庁、全国警察本部犯罪被害給付事務担当課に配布し、意思の疎通と事務処理の迅速、適正を期そうとするものである。
平成29年2月1日	No. 117	300	
計	2回	600	

3 ふれあい相談活動

奨学生や保護者からの意見、要望、悩みなどの生活相談に積極的に対応するため、事務局内に「電話相談コーナー」及び「ふれあいポスト」を開設する。

第3 奨学生等調査事業（377千円）

- 1 関係機関の協力を得て、凶悪事件等の実態調査をし、奨学生選考の資料とする。
- 2 奨学事業等に関する実情調査を現地に出張して行う。

第4 支援金支給事業（12,000千円）

犯給法等公的給付の対象外となった犯罪被害者等であって、現に著しく困窮しており、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者に対して、支援金を支給して経済的負担の軽減を図る。

第5 広報・啓発活動事業（2,065千円）

基金事業の概要、被害者等の声等を掲載した小冊子「明日の笑顔のために」及びポスターを作成し、警察関係機関、都道府県市区町村、被害者支援団体、関連団体等に配布し潜在奨学生の絶無を期するとともに基金事業に対する理解と犯罪被害者等に対する支援をお願いする。

第6 助成事業（7,500千円）

- 1 全国被害者支援ネットワーク等と共同開催する「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」の開催費用の一部を負担する。
- 2 犯罪被害者団体ネットワーク主催による「犯罪被害者週間全国大会」の協賛として大会経費の一部を負担する。
- 3 被害者支援センター等における相談員の育成強化を図る。